

北上市告示乙第124号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により、住居表示を実施するので、次のとおり告示する。

令和4年12月1日

北上市長 高橋敏彦

- 1 住居表示を実施する区域  
別図のとおり
- 2 実施期日  
令和5年2月1日
- 3 住居表示の方法  
街区方式
- 4 街区符号及び住居番号  
別冊のとおり

別冊は都市計画課において縦覧に供する。